

様式 1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事 業 所 名 称	認定こども園 一津屋愛育園	
運 営 法 人 名 称	社会福祉法人 成光苑	
福 祉 サ ー ビ ス の 種 別	幼保連携型認定こども園	
代 表 者 氏 名	前田 久野 園長	
定員（利用人数）	130 名 (141 名)	
事 業 所 所 在 地	<p>〒 566-0043 大阪府摂津市一津屋1-37-9</p>	
電 話 番 号	06 - 6340 - 2107	
F A X 番 号	06 - 6340 - 2139	
ホーメページアドレス	https://hitotsuya-aiikuen.org/	
電子メールアドレス	h-aiiku@muse.dti.ne.jp	
事 業 開 始 年 月 日	平成 3 年 4 月 1 日	
職 員 ・ 従 業 員 数 ※	正規 16 名	非正規 21 名
専 門 職 員 ※	保育教諭：正規 12 名、非正規 17 名 栄養士：正規 2 名 調理員：非正規 2 名	
施 設 ・ 設 備 の 概 要 ※	<p>[居室]</p> <p>[設備等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育保育室（0～5歳児） ・ 調乳室・沐浴室・調理室・ほふく室・遊戯室・面談室 ・ 図書室・子育て支援室・ランチルーム・屋上園庭 鉄筋コンクリート造 3階建 (敷地面積 755.26m ² 延床面積 959.48m ²)	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受 審 回 数	3 回
前 回 の 受 審 時 期	平成 30 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

教育・保育理念

新しい時代に生きる力の基礎を培う
女性の社会参加の支援に貢献する
地域子育て支援を積極的に行い、子どもの成長を喜ぶ社会の実現に寄与する

教育・保育方針

健康な心身、思いやりの心、頑張る力を育みます
させられる子どもからする子どもに育てます
日々の保育活動を通じ、地域福祉の貢献に努めます

教育・保育目標

たくましい心や体づくりのために、良い教育・保育環境のもとで生活リズムを整えながら食育も進め、各年齢に応じた運動や散歩を計画的に取り入れる。
様々な自然や物、人々に感謝する心と創造性を高めるために、多様な経験や体験の機会を積極的に設ける。
一人ひとりの個性や特徴を温かく受け止め、自信につながるよう援助する。
ことばの発達を促し、将来に渡っての表現力や思考力を高め、また豊かな情緒を育むために、漢字や百珠算盤などの指導を取り入れる。
周りの人の話や、友だちの意見などを聞く態度を養い、礼儀やマナー習得のために立腰を含む躰の三原則を取り入れる。
地域交流活動事業や子育て支援事業の充実化と見直しを図りながら、地域福祉に貢献する。
働く保護者の良き理解者となり、その喜びや悩みも共有できる職員を目指す。
常に教育・保育に携わる者としての向上心を持ち続け、様々な研修、研鑽の機会を自らが積極的に捉える。各年齢の発達段階をふまえ、育児担当制を実施し、個々の性格や発達状態を配慮して保育する。

【施設・事業所の特徴的な取組】

(1) 様々な取り組みをとおして、健康な心身、頑張る力を育む

幼児クラスを中心に、講師による指導を行っています。どの取り組みも、結果を重視するのではなく、練習過程や取り組みに対する姿勢などを大切にし、成長に繋ぐようにしています。

運動・・・安田式の遊具を活用し、鉄棒、雲梯、跳び箱など（幼児）

　　散歩、リズム、戸外遊びなど自然に触れながらの遊び（乳児）

音楽、和太鼓・・・歌唱、鍵盤ハーモニカ、カスタネットなど様々な楽器を使っての遊びをとおし、リズム感を養い、表現力や共同性を育む

絵画造形・・・乳児から砂遊び、感触遊びなど手先を使った遊びから、

　　クレパス、絵の具、鉛筆など自由に表現できる力を培う。

その他に、漢字あそび、スイミングなどの取り組み

(2) スタッフの関わり

保護者からは、「いつも「担任以外のスタッフが子どもの名前を呼んでくれ、挨拶したり声を掛けてくれたり、園全体で見守ってくれていることが分かり安心できる」という意見をいただいている。

退職者が少なく、結婚、出産後も勤務しているスタッフが多く、入園から卒園までをとおし関わることもあり、子どもの性格や個性などを受け止め援助することができます。また、職員配置では基準以上の職員配置を行い、フリースタッフも補助的にに入るようになっています。多めの職員配置を行うことで、言葉かけや関わりなど活動にゆとりができ、丁寧な保育に繋がっています。

(3) 気になる子どもや配慮が必要な子どもに対する支援

成長や発達が気になる園児に対しては、保護者と懇談をしたり、園での様子を細かく伝えたりするようにしています。

園だけで対応するのではなく、同法人が運営する児童発達施設と連携をはかり、心理士や相談員と発達や就学の相談ができる環境にあります。必要に応じて訓練を受けたり、園での様子を見学して保護者にアドバイスをしたり、連携を深めることで保護者支援に繋がっています。また、配慮が必要なアレルギーを持つ園児に対しては、個別の献立表を作成し対応しています。週に1回は「にこにこ給食」の日を設け、おやつも含め園児全員が同じメニューの給食を食べることができます。

【評価機関情報】

第三 者 評 価 機 関 名	株式会社 第三者評価
大 阪 府 認 証 番 号	270025
評 価 実 施 期 間	令 和 4 年 1 月 28 日 ~ 令 和 4 年 7 月 19 日
評 価 決 定 年 月 日	令 和 4 年 7 月 19 日
評 価 調 査 者 (役割)	0501C022 (運営管理委員) 1401C043 (運営管理委員) 1701C005 (運営管理・専門職委員)

【総評】

◆評価機関総合コメント

過去に3度他の評価機関で受審をされた幼保連携型認定こども園（平成28年度に移行）です。

評価機関の違いにより評価の進め方におおむね違いはないものの、細部で評価の段取りや考え方や重点の置き方（弊社の場合は改善が最も重要）が異なる点を考慮し、系列の園や法人本部を交えて5月に事前説明会を開催し、6月に保護者アンケート実施（高い回収率 85.2% 回収121/142配付全数調査、高い保護者満足度5点満点で 4.6点）、その後「自己評価表」を提出願い進めました。

【 大阪府内の認定こども園 令和4年4月1日現在、783施設、内私立673・公立110、摂津市内で計17施設・私立14・公立3 】

訪問調査時7/1（金）は、「梅雨明け十日」の暑い暑い日で熱中症や、新型コロナ感染症 ステルスオミクロンBA・2、BA・5に注意し、評価調査者のコロナワクチンのブースター接種（3回目）、訪問時の検温・手洗い、ヒアリング時のマスク着用、広い会場内でのソーシャル・ディスタンスの確保、換気、随時の休憩、食事は子どもとは別室で黙食等 やれるコロナ対策は全て行って、3名の評価者で実施しました。

法人本部の管理職3名の知恵・経験も頂戴し、園長・主幹保育教諭・副主幹保育教諭・栄養士を中心に園のスタッフ全員参加で、①『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（平成30年4月1日施行）が新たに求めた①主体的で、対話的で、深い学び（アクティブ・ラーニング）、②カリキュラム・マネジメントの実践状況、③幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」、②評価基準が求めている基本的な事項や、③法令遵守（コンプライアンス）が出来ているか、④園や法人のルールと照らし合わせ、進化の芽を模索しました。

評価結果は前回4年前（平成30年9月）の指摘事項b評価8項目から、今回b評価1項目となり、大幅に改善されている事が確認出来ました。また、幼児教育で必須のアクティブ・ラーニング、カリキュラム・マネジメントへの取組も進展している事を確認できました。特に、認定こども園でのカリキュラム・マネジメントへの取組は、全国的に遅れています。先陣を切って取組み始めましたので、トップランナーとして、より深めた内容へ試行錯誤し進化させて下さい。

*ひと仕事終えた後の振り返りが大事です

（実践や経験を思い出ではなくノウハウに致しましょう）

◆特に評価の高い点

(1) 「強くやさしく元気な子どもに」育んでいくことを目指して、『教育・保育方針』の「健康な心身、思いやりの心、頑張る力を育む」「させられる子どもからする子どもに育てる」という方針のもと、様々な体験ができるように、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域において、「遊びの計画」をきめ細かく作成し、特色ある教育・保育実践を取り入れています。職員はそれらの内容を教育・保育で展開するためのスキルを磨き、子どもの主体性を重んじ個人差に配慮して取り組みを進めています。

(2) 離職率 ゼロ 0%（令和4年度）、職員の平均勤続年数 9年2ヶ月（園長・主幹保育教諭も含む全職員）とても働きやすい職場のようです。PR動画で園長等の管理職、数名のスタッフの顔、コメント、活動の様子が配信されています。求職活動をされている方々には、どんな先輩と一緒に働くのかが分かります。園を探している保護者・子どもには、どんな園なのか推測する手掛かりになります。とても良い取り組みだと感じました。

(3) 2022年6月に実施した保護者アンケート結果より、5点満点の満足度評価で、4.6点の大変高い満足度を示しました。また、その際に集めた保護者の要望・声に対し、速やかに対処・改善を行おうとされています。

(4) 全国的に遅れている、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（平成30年4月1日施行）の1章総則に明記されている「カリキュラム・マネジメント」への取組みを確認しました。トップランナーとして、前へ前へ歩みを進め、より深く深く探求して下さい。

(5) 「地域に開かれ、愛され、地域福祉の拠点となる施設経営を目指す」という『法人理念』に則り、子どもが地域の様々な世代と交流する機会を幼児教育・保育内容に取り入れたり、地域子育て支援の取り組みも充実して行われています。

◆改善を求められる点

評価基準 15番 II-2-(1)-② 評価の着眼点の3つめの項目

キャリアパスに沿った人事基準が構築されていますが、それに基づく成果や貢献度を評価した事が「客観的証拠」で確認出来ませんでした。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、全スタッフが自身の保育を振り返る機会となりました。また、認定こども園としての役割を十分に果たせているのかなど、園として多くのことを考え見直すことができました。

今後も保護者アンケートでいただいた温かなご意見を励みに、更なるサービスの向上に向け努力していくたいと思います。そしてご意見・要望に対してはスピード感を持って改善するようにします。

今回の受審で学んだことや改善したことなどを、スタッフ全員で共有できるようにし、今後の保育に活かせるようにしていきます。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	
<p>法人理念や基本方針はホームページや『パンフレット』、『ガイドブック（入園のしおり）』に明文化し、周知を図っています。また、法人が求めるスタッフ像や大切にしたい思いが明文化されている「和顔愛語」を会議の際に読み合わせ、それぞれの思いを語り合うようになっています。保護者には、入園時にガイドブックで説明を行い、クラス懇談会で資料と共に説明を行っています。</p> <p>また、訪問調査当日7/1（金）に、保育教諭・栄養士・調理師等の全職員の脳裏に理念、方針、目標が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、周知方法の妥当性を確認しました。</p> <p>～ 保護者の教育・保育理念・方針の理解度 <アウトカム評価> ～ 2022年6月実施保護者アンケート結果（園児総人数142人）回収率121/142= 85.2% 設問 園の教育保育理念・方針をご存じですか？</p> <p>→ 回答 ⑤よく知っている 19 (15.7%) ④まあ知っている 64 (52.9%) ③どちらともいえない 17 (14.0%) ②あまり知らない 18 (14.9%) ①まったく 2 (1.7%) 未記入 1 (0.8%)</p> <p>→ 分析 ⑤よく知っている 19 (15.7%) + ④まあ知っている 64 (52.9%) = 83 (68.6%) ... 保護者はわりあい認識されています。 ただ、②あまり知らない 18 (14.9%) ①まったく知らない 2 (1.7%) は、改善したい</p> <p>➢ 振り返り ➢ * 園長は高い目標値 80%を掲げ、今後はより一層の周知を検討されています。 ◎ ひと仕事終えた後の振り返りが大事（実践や経験を思い出ではなくノウハウに）</p>		

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	
<p>『第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間』（令和2年3月作成）を参考にしたり、市関係や社会福祉関係団体・協議会等に関与し、経営をとりまく環境変化や待機児童の把握等、情報収集を行っています。また、行政機関や摂津市保育連盟の会合に出席したり、法人の定例園長会（偶数月に実施）から社会福祉の動向等について把握・分析しています。</p> <p>摂津市は、待機児童の多い市となっているので、園は定員（130人）を上回る園児を受け入れ（141人 108.5%）、待機児童削減に貢献しています。</p> <p>(コメント) 大阪府内・待機児童人数ワースト3 市町村（令和3年4/1現在 泉大津49人、摂津24人、大阪狭山23人）保育所等利用児童数・待機児童数 資料より https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14035/00000000/04_R3-H29sui.pdf</p> <p>時代の大きな変化（世界的な潮流・幼児教育の充実強化、待機児童対策から国難とも言える少子化、相次ぐ食品の値上げ、エネルギー価格の高騰、ロシアによる理不尽なウクライナ侵攻の長期化、NATO北大西洋条約機構vsロシア・中国、スマートメタバース3次元の仮想空間へ等々）の時がやって来ています。不確定な2022年です。柔軟性、強靭な知力・知恵が問われます。これからも、経営環境の変化等に適切に対応していきましょう！！</p>		

3	I - 2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	<p>園長は、法人本部と連携を図りながら経営状況の把握や問題点（しいて言えば1号認定の定員割れ）など明らかにし、改善に努め、課題や改善に向けた取組みを踏まえた活動を「事業計画」や「事業報告」を通して理事会・評議員会で提案・報告を行い、法人役員と共有するようにしています。また、理事長面接の際には副理事長、事業部長とも経営状況や課題を共有し、常に法人本部と連携を密にしています。</p> <p>職員に対しては、会議で報告を行い知らせると共に意見など聞くようにしています。経営状況や職員体制、設備整備については、主幹保育教諭をはじめとする幹部スタッフで共有し、会議等で周知しています。</p>	

評価結果		
I - 3 事業計画の策定		
I - 3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4 I - 3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	
(コメント)	<p>『中長期計画（令和3年度～5年度）』は法人本部と連携し進めています。現在、園の隣地を駐車場・園庭拡張の土地購入に向け、法人本部等と連携を図りながら検討を進めています。</p> <p>園内では、幹部TOP4（園長・主幹保育教諭・副主幹保育教諭）で検討し、園長が作成しています。おおよそ3年を目途に見直しを図っています。</p> <p>計画の考え方を下記4点とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定の受け入れを最大限に行う。 ・行事だけに追われず、毎日の積み重ねを大切にし、丁寧な関りを行う。 ・保護者アンケートを基に保育の見直しを図るようにする。 ・スタッフがお互いを認め合い、働きやすい職場づくりを目指す。 <p>各内容を現状、課題、実行計画に分け、実践されています。</p>	
5 I - 3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	
(コメント)	<p>『中長期計画』に沿った『令和4年度 事業計画』を作成し、1) 教育保育方針及び目標、2) 重点目標、3) 事業経営等の13項目で構成されています。特に、2) 重点目標は、①確実、効果的かつ適正な事業経営、②福祉サービスの向上に向けた活動、③人財確保と育成、④園の特徴を踏まえた取組 の4つの分類で詳細に記載されています。他に、「年間行事計画」、「年間研修計画」、「防災訓練・不審者対応訓練計画」、「地域子育て支援事業計画」を作成しています。</p>	
I - 3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6 I - 3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	
(コメント)	<p>『令和4年度事業計画』は園長、主幹保育教諭をはじめとする幹部TOP4が中心となり策定しています。職員会議（毎月）で意見を出し合い評価、反省を行い、それらの意見に基づいて毎年1月頃見直しを図り、当年度の重点目標や教育・保育内容など立案しています。</p> <p>スタッフには理事会、評議員会承認後、「事業計画」を回覧すると共に会議で説明し周知するようにしています。</p> <p>また、事業計画内の重点目標についての進捗状況については、法人本部が主催する定例園長会において、口頭・書面等より報告し、共有しています。</p>	

7	I - 3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
	(コメント) 事業計画の内容を踏まえた今年度の取り組みの概要を作成し、クラス懇談会の際に保護者に配布して説明する機会を持っています。内容は、専門用語等は使用せず、保護者が分かりやすい表現にし、主な内容が伝わりやすいように簡潔にまとめています。また、毎年実施している保護者アンケートや行事実施後のアンケートの意見等を踏まえた内容にもなっています。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I - 4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	(コメント) 1) 幼児教育・保育の質の向上に向けた取組として、組織的・計画的・体系的に毎年、法令『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』（平成三十年法律第六十六号による改正）、『同施行規則』（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）の第二十三条（運営の状況に関する評価等）（法第二十三条の規定による評価の方法）に沿って、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果の公表（園内掲示）を行っています。園内で閲覧出来る体制でも構いません。 2) また、定期的に第三者評価（3年毎、今回で4回目）を受審し、幼児教育・保育サービスの向上に努めています。	
9	I - 4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	(コメント) 組織的・計画的・体系的・継続的に作成された「改善計画書」を確認しました。時系列を①1ヶ月以内に改善実施、②1年以内に改善実施、③長期的な改善と分け、課題・改善点を明確にし、責任者（サブ担当）に実施方法を考えさせ、実施状況の確認予定日、確認者を振り分けた良い出来映えです。お見事！！ 【前回4年前 2018年9月の受審時は、b評価でしたが、進化されています】	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
II - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
II - 1 -(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II - 1 -(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	(コメント) 「職務分掌」等は、文書化し、会議などで職員に周知しています。災害時の管理者の役割や責任についても『愛育園保育マニュアル』にて明確化しており、園長不在時の権限委任等も明文化されています。	

11	<p>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p>法人よりコンプライアンス（法令遵守）を厳命されており、園長は「遵守すべき法令」を職員会議等で各人の仕事と結びつけて指導を行っています。また、『各種法令集』は事務室内に完備し、職員がいつでも閲覧できるようにしたり、回覧などで知らせるようにして周知を図っています。</p> <p>訪問調査 7/1（金）の際に、保育教諭・栄養士・調理師等の全職員の脳裏に遵守すべき法令が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、確認しました。</p> <p>職員が回答した関係法令の一部抜粋 :</p> <p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法 ③学校教育法 ④児童福祉法 ⑤社会福祉法 ⑥改正食品衛生法 ⑦労働安全衛生法 ⑧消防法 ⑨児童虐待の防止等に関する法律 ⑩改正個人情報保護法（施行 2022年4月1日～） ⑪労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化 大企業での施行 2020年6月1日～）・・・同法人は、『パワーハラスメントの防止に関する規程』（平成27年8月1日）を作成し対応しています。 ⑫フロン排出抑制法（2020年4月1日改正 業務用の冷凍冷蔵機器・エアコンの3カ月毎の簡易点検、及び 点検の記録作成・保存）等 		
<p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>園長は、職員会議や反省会などの会議、スタッフによるセルフチェック、「チャレンジシート」等を通して幼児教育・保育の評価や分析を行い、スタッフからの意見を聞いたり、進捗状況を確認したりしています。課題が生じた時は、改善に向け検討会議や面接を行い、具体的な案を示すなどしています。検討した改善案や見直し内容は、会議で知らせ周知できるようにしています。園長を中心に管理職TOP4（主幹保育教諭、副主幹保育教諭）によるOJT等による指導体制が機能しています。</p> <p>(コメント)</p> <p>スタッフの経験年数や得意分野、担当クラスなどを考慮しながら、研修に参加できるようにするために、組織的・計画的・体系的な「年間研修計画」を立案しています。</p> <p>幼児教育・保育の質＝保育教諭の質+幼児教育・保育の環境だと思います。 「保育教諭を育てられる保育教諭」を育てて下さい。 *乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎を育む極めて大切な時期で、質の高い幼児教育・保育を受けることはその後の人生に良い影響を与えます。</p>		
13	<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>(コメント)</p> <p>理事会資料をもとに法人の提案や人事について把握し、園長はリーダーシップを発揮し、経営の改善や業務の実行性の向上に向けて取り組んでいます。経営の改善や業務の実効性を高める幼児教育・保育を実践しています。現状は、市の待機児童削減に貢献し、定員130名を上回る園児を保育ニーズの高い2号・3号認定を中心に受け入れています。「中長期計画」でも課題として取り上げていますが、1号認定は定員に達していません。市内でも近い将来の少子化も考えられますので、1号認定の定員超えを期待致します。</p> <p>【市内認定こども園（令4年7月1日現在17施設の内、1号認定の定員割れ12施設）</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
----	---	---

(コメント) 福祉人材の確保や定着の考え方は、『中長期計画（令和3年度～5年度）』の③人財確保と育成に詳細に記載されており、それに基づき、法人本部で人事担当が具体的な「（求人）年間計画」を立て、就職、採用情報サイトへの掲載や養成校への訪問、就職フェア等に園長をはじめ職員が積極的に参加しています。

RECRUIT WEB-SITE : 働いて「良かった」と思える職場を目指して

<http://fuku-seikouen.main.jp/saiyou/index.html>

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

『愛育園保育マニュアル』（2021.4.1改訂）や法人発行の冊子『和顔愛語（わけんあいご）』に「求めるスタッフ像」が明文化され、全職員に配付されています。求めるスタッフ像は、①笑顔で挨拶、その良識・常識ある行動 ②仕事を通じて人間的に成長する ③感性豊かに、何事もポジティブに考える ④専門職として常に自分に働きかける ⑤目標を持ち、実践する事ができる となっています。この5つの柱には、それぞれ解説も記載されており、大変分かりやすく完成度が高いと感じました。

(コメント) また、「成光苑保育部門キャリアパス体制（各階層の職責・職務分掌が記載された文書）」に人事基準が明確されていますが、**職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を実際に評価した「客観的証拠」が確認出来ませんでした。**

キャリアパスは、事務所で職員はいつでも閲覧可能となっています。経験年数や貢献度などにより中堅リーダーやミドルリーダーといった階層によって待遇が改善されており、研修に参加して必要なスキルをアップさせるべく取り組んでいます。

【前回4年前 2018年9月の受審時も、b評価で、進化はありませんでした】

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
----	--	---

(コメント) 毎月の公休希望、休暇希望を確認し勤務体制を整えるようにしています。子育て中の正規スタッフを優先しシフトを作成するなど、正規、非常勤スタッフ皆が結婚や出産後も勤務でき、長期にわたり働きやすい職場づくりに取り組んでいます。（職員の平均勤続年数 9年2ヶ月、園長・主幹保育教諭も含む全職員）

スタッフの悩みや相談事などは申し出があれば随時、園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭が話を聞くようになっています。その他にも、年度始めや次年度の意向確認の面談でも様々な話を聞くようにしています。また、安全衛生推進者を配置し、「ストレスチェック」も実施しています。必要な場合は担当者が面接を行い話を聴き改善に努めています。園長は、組織運営のためのマネジメント力を着々と身につけ、保育教諭・栄養士・調理師等がチームとして語り合う時間を確保しながら、生涯働く魅力ある職場づくりを進めています。

法人が定めている『育児・介護休業規程』（令和4年4月1日改訂）、『パワーハラスマントの防止に関する規程』や『セクシャルハラスマントの防止に関する規程』（平成27年8月1日）、「次世代育成支援対策推進法（第7期）」・「女性活躍推進法（第3期）に基づく行動計画」（令和2年4月1日）、「内部通報規程」（平成23年9月1日）等を『就業規則』等と合わせて、スタッフに周知し、閲覧可能な状態で保管しています。

令和4年度 總離職率 0% PR動画 一津屋愛育園2022/6/8

https://www.youtube.com/watch?v=uP_PSCkQgGI

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	<p>「チャレンジシート」を活用して、毎年の目標を立てて、スキルアップを目指し、達成度の振り返りを行い、専門性の向上を図っています。園長のみならず中堅リーダーは経験年数の短い職員の目標を共有し、的確に助言できるようにしています。年に3回の面談を通して目標達成の確認を行っています。また、キャリアアップ体制を構築し職責に応じた研修の受講を推奨しています。</p> <p>*人は誰もが輝く「いちばん星」（自身の良さ）を持っています。自分自身に誇りをもち、誰もがキラキラと幸せに輝く存在になるために全力で自分の技を磨く。鉄棒をやらせたら、絵本を読ませたら、掃除させたら誰にも負けない、一芸に秀でた保育教諭に目標を持たせる仕掛けも、この「チャレンジシート」で実現できないかもご検討下さい。</p> <p>【前回4年前 2018年9月の受審時は、b評価でしたが、進化されています】</p>	
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	<p>『愛育園保育マニュアル』や法人発行の冊子『和顔愛語（わげんあいご）』に「求めるスタッフ像」（1. 笑顔で挨拶、良識・常識ある行動 2. 仕事を通じて人間的に成長する 3. 感情豊かに、何事もポジティブに考える 4. 専門職として常に自分に磨きをかける 5. 目標を持ち、実践することができる）が明文化されています。「全体的な計画」に基づいて「令和4年度 年間研修計画」を作成し、勤務年数・経験に応じて、新人研修、中堅研修、幹部研修を実施しています。面談において計画の評価や見直しを行っています。園には、幼児教育・保育のノウハウが集積された25程度の『マニュアル・規定』が在り、全職員に配付されています。</p>	
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>「令和4年度 年間研修計画」に沿って、園内研修、園外研修、園内・園外往還型（外部研修で受けた内容を保育現場で実践し、それをまた次の研修で持ち寄って研修を行う、外部研修と現場の取り組みの往還を繰り返す中で、保育の質向上を実現しようとする研修スタイル）を実施したり、新任や経験年数の短い職員にはOJTにより園内研修を進めています。保育職の専門性と価値が尊重され、保育者がやりがい、保育の探求のおもしろさを感じる対話的な研修の重要性や、保育者の主体的で・対話的で・深い学び（アクティブ・ラーニング）への転換を目指されています。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	<p>『実習生受け入れマニュアル』（令和4年4月1日改訂）に基づいて主幹保育教諭が受け入れ担当者となり、丁寧な指導を行うようにしています。実習生の指導を行うスタッフに対しては、統一した指導ができるように会議でマニュアルの確認や養成校の意向を伝え、充実した実習を行えるようにしています。また、養成校とは意見交換を行いプログラムを整備するようにしています。子どもが幸せを感じる為に、子どもが「生まれてきて良かった」と少しでも思えるように、どうやったら子どもの心に火が付くのかを一人ひとりに合わせて考え続けていく等、保育教諭の主たる仕事内容（大変な事は一杯ある、いろいろ苦労もある、でも本当に大事な仕事なんだ）を教育保育実践を通じて、実習生（未来の保育教諭）に伝えようとしています。</p>	
直近4カ年実習生受入実績 2022-2020年度 各4人 2019年度 5人		

評価結果

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
----	---------------------------------------	---

園・法人のホームページや財務諸表等電子開示システムにて、運営の透明性を確保する情報公開をされています。コーポレート・ガバナンス（園の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守されています。

【園・法人HPや財務諸表等電子開示システムによる情報公開状況】

(コメント) 7/1 現在（令和3年4月1日～令和4年3月31日 決算情報等）

① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額

参考) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

(コメント) 法人で公認会計士による事務、財務に関する点検や指導を受け、社会福祉法第45条・社会福祉法施行規則第2条に基づき「会計監査人報告書」(R3.6.2 T有限責任監査法人 公認会計士 M)を公開しています。また、自主点検事業も実施し、「監事監査報告」を公開し、経営改善に取り組んでいます。

評価結果

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	---------------------------------------	---

(コメント) 地域との交流、地域貢献も極めて熱心に取組んでいます。ホームページや『園のパンフレット』に概要を記載したり、『子育て支援センター用パンフレット』も作成したり、「令和4年度 事業計画」に地域交流に関する基本的な考え方を記載し、「令和4年度 地域子育て支援事業計画」を作成しています。市からの就学に向けての教育機関への悩み相談や催し物などを掲示しています。子育て世代に向けてのイベント（運動会）や絵本の読み聞かせ、親子教室にボランティアで支援する体制や、高齢者世代には園に招待し、お花見会や敬老会、ふれあい遊びをする機会を作っています。また、公園での子育て支援活動や地域の親子教室でのボランティアに出向き定期的に交流を持つ機会があります。

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)		
	<p>『ボランティア受け入れマニュアル』（令和4年4月1日改訂）を整備し、地域の中学校、高校の体験学習の受け入れを積極的に行ってています。</p> <p>中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育教諭の卵は、乳幼児から慕われ、貴重な戦力ともなっていました。中学生や小学生が乳幼児と触れ合う事で、子どもへの理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養っています。</p> <p>保育教諭と言う職業は、小中学生の頃までは女の子に人気の高い職業だとは思うが、その後、低下する。やりがいを感じてもらって将来の職業選択の1つとして考えてもらったり、進路に悩む高校生に幼児教育・保育の仕事の魅力を積極的にアピール出来れば良いですね。</p> <p>【前回4年前 2018年9月の受審時は、b評価でしたが、進化されています】</p> <p>* 直近3カ年 ボランティア 受け入れ実績 2022年度 3人 2021-2020年度 コロナ禍で 0人</p>	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)		
	<p>関係機関のリストを事務所に提示しています。市役所、こども家庭センター、小学校など隨時連絡をとり連携を図るようにしています。要保護児童や虐待が疑われる園児に関しては、ケース会議に参加したり定期的に「経過観察記録」を提出するなどして関係機関との連携を図り、見守っています。</p> <p>*昨年2021年の要保護児童対策地域協議会で、3歳の園児の痛ましい事件の報告があったと園長から伺いました。園長は既に大阪府の報告書（大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会 児童死亡事例等検証結果報告書【摂津市】令和4年1月）を確認された事をヒアリングしました。報告書を職員回覧し、共有化致しました。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)		
	<p>『教育・保育理念』に「地域子育て支援を積極的に行い、子どもの成長を喜ぶ社会の実現に寄与する」、『教育・保育方針』に「日々の保育活動を通じ、地域福祉の貢献に努めます」を掲げ、地域子育てセンター・つどいの広場担当者交流会、地域子育て支援活動担当者会議等に参加して、ニーズの把握に努めています。また、児童委員・民生委員が主催する子育て支援にも協賛するなど地域と交流したり、在籍する4名のスマイルサポーターが、地域と在園児の保護者の子育て相談に対応しています。</p> <p>【スマイルサポーター：大阪府知事の認定を受けた相談員、地域の様々な悩みを抱えた方々をキャッチする「アンテナ」としてワンストップの生活相談を行う】</p>	

(コメント)

子育て支援事業（子育て支援センター）専任の2名の人財が居て、地域の子育て世代に向けて「令和4年度 地域子育て支援事業計画」を作成し、妊婦の時から切れ目のない連続性を持たせた支援に取り組んでいます。毎日の支援室開放、親子教室、「あそぼう会」（パパと一緒にダイナミック遊びを楽しむ 年2回予定）、毎月第3水曜日の東一津屋公園にての「公園保育」を実施し、毎月「ひろばだより」の発行・ホームページ(子育て通信)へ掲載しています、赤ちゃんの駅（9:00～17:00 月～金の開園日・祝休日除く）にも取り組み、必要な時に使用してもらっています。また、近隣に在り同法人の成光苑が運営する児童発達支援事業所（ココリス）と連携を取り合い、在園児の保護者だけでなく、親子教室等地域子育て支援を利用する地域の家庭も利用できるようにしています。

地域の自主防災会の災害訓練や会議に参加し、日頃から地域と共に防災について学び助ける（共助）ようにしています。

社会福祉法-第24条2の「地域における公益的な取組」を実施した事を「現況報告書」に記載し公開しています。

子育て支援 つどいの広場 今月の様子 （園のホームページ）

<http://www.hitotsuya-aikuen.org/event/category/kosodateshien/>

市のホームページ つどいの広場一覧 （市内に11カ所 8番目参照）

<https://www.city.settsu.osaka.jp/kosodate/kosodateshien/odekake/13227.html>

*園が掲げる『教育・保育目標』の6番、「地域交流活動事業や子育て支援事業の充実化と見直しを図りながら、地域福祉に貢献する。」を達成していると感じました。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価結果

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

(コメント)

『愛育園保育マニュアル』（2021.4.1改訂）に理念や基本方針、基本姿勢などを明示しています。外部、園内研修、職員会議など様々な機会をとおし、人権について学ぶようにしています。毎月の職員会議では「人権について」というテーマで子どもとの関わり方や子どもの権利などについて、幹部スタッフが伝えるようにしています。

【前回4年前 2018年9月の受審時は、b評価でしたが、進化されています】

III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

(コメント)

子どものプライバシー保護は、『愛育園保育マニュアル』（2021.4.1改訂）、『プライバシー保護に関するマニュアル』（令和4年4月1日改訂）に沿って、子どもの羞恥心に配慮した保育が行われるよう、職員会議で周知徹底しています。排泄の失敗があった時には個別に着替えたり、発育測定やプールの際の着替えなど男児、女児を別の場所で着替える等の配慮をしています。保護者には「ガイドブック」でプライバシーや個人情報への配慮を記載しています。

また、幼児教育・保育にあたり「知り得た子どもや保護者に関する情報を漏らしていない」事も6月実施の保護者アンケート結果より確認出来ました。（児童福祉法第18条の22 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。）

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	<p>理念や教育・保育方針、幼児教育・保育サービスの内容等を記載した資料を公民館や嘱託医に置いたり、分かりやすいホームページを作成・更新しています。 見学者にはパンフレットに沿って、方針、一日の流れ、行事についてなど説明し施設内を案内しています。</p> <p>(コメント) つどいの広場を利用される地域の保護者には、給食の試食をしていただく機会を設け、食事に関する情報を提供するようにしています。</p> <p>市のHPによる 認定こども園 一津屋愛育園 紹介</p> <p>https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/jisedadilkuseibu/kodomokyouikuka/hoikuennryusho/sisetu/2/891.html</p>	
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
	<p>在園の保護者には変更があった場合にはできるだけ早く、お便りやコドモンを通じてお伝えし、了承を得るようにしています。保育の開始の際には、入園説明会で「ガイドブック」、「重要事項説明書」、「園則」などを用い、保育内容、保育時間、費用等細かく説明しています。説明会後に「利用契約書」と「同意書」を入手し、入園して頂いています。</p> <p>(コメント) 配慮が必要な保護者には、個別で説明を行ったり実際に用品を見せるなどして、その都度個別で対応しています。</p> <p>*6月実施保護者アンケートでの1歳児あひる組の保護者コメント 見学の時に園長先生に対応して頂きましたが、他園には無いほど園の教育方針等しっかり説明して頂き、安心して子供を預けられると思いました。</p>	
32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	<p>転園の際には「申し送り書」を作成し、転園先に郵送しています。卒園時には「幼保連携型認定こども園 園児指導要録」を作成し、入学先に郵送したり、面談で引継ぎをするなどしています。</p> <p>(コメント) 利用終了後は「ガイドブック」や「お便り」で、園長、主幹保育教諭が相談窓口としてお知らせしています。</p>	
	III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	<p>「懇談会前アンケート」、「行事後のアンケート」を通して保護者の意向を確認するようにしています。意見に対しては、職員会議や企画会議で検討し、振り返りや改善につなげています。また、幼児教育・保育全般における満足度調査を年1回実施し、保護者の意向確認をするとともにフィードバックを行い、保護者の理解を得るようにし、改善・向上に努めています。個人面談は年2回実施、申し出のあった場合は随時行っています。保護者会の集りには必要に応じて、主幹保育教諭が参加するようにしています。</p> <p>(コメント) 2022年6月実施「保護者アンケート」結果は、大変高い満足度 及び 高い回収率 = 回収 121 / 142 配付 = 85.2 % 【 園全体の保護者満足度 5段階評価 ⇒ 4. 6 大変高い満足度 】</p> <p>要望もいくつか頂いており、順次精査し、改善に取り組まれていました。 お楽しみに！！</p> <p>*世界的に新型コロナウィルスの感染が拡大した2020-2022年度、共働き世帯が増える中、こども園は社会を支えるインフラになっていて、ほとんどの保護者が「園はなくてはならない存在」と認識されていました。 (詳細は、巻末の保護者へのアンケート調査の結果を参照)</p>	

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制は、受付担当：主幹保育教諭、解決責任者：園長、2名の第三者委員を設置し、ホームページや『ガイドブック』に明記し、園内にも掲示しています。 また、園の玄関に「ご意見箱」を設置したり、保護者アンケートを実施し、保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っています。苦情、要望は『苦情要望対応マニュアル』（令和4年4月1日改訂）に沿って「苦情受付対応記録」に記録し、苦情を申し出た保護者には迅速に対応し、個人情報に配慮し他の保護者にも公表しています。	
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法がある事や相手を自由に選べる事を『ガイドブック』やホームページ等に記載しています。相談時に使用出来る「相談室」を設けています。また、送迎時等、保護者に積極的に声を掛け意見を伺う姿勢を心掛けています。	
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	相談やご意見に対しても『苦情要望対応マニュアル』（令和4年4月1日改訂）に、会議で対応の手順や記録の方法等を記載し周知しています。「連絡ノート」に記載された意見や要望に対しても迅速に対応し、説明だけで理解を得る場合、改善が必要な場合それぞれ会議や朝礼でスタッフに知らせ、幼児教育・保育の見直しを行っています。	

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	<p>III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p>(1) リスクアセスメントし、安全管理上の脅威（発生する可能性 小 X 発生した時の重篤度 大）は、次の2点と考え、適切なリスク低減対策を実施しています。 ①不審者侵入対策、②集中豪雨等による水害（次々の評価項目39で詳細を記す）</p> <p>*6月実施保護者アンケート項目29番の結果 外部からの不審者侵入に対する備えは万全だと思いますか？ → 回答 はい 54 (44.6%) どちらともいえない 39 (32.2%) いいえ 17 (14.0%) わからない 11 (9.1%) ⇒ 園長は、上記の保護者の不安感を受け止め、速やかに園内会議を行って、門扉の改良工事を進め、専門業者と話し合いを始めました。お楽しみに！！ ただ、機械警備（オートロックや防犯カメラ、迷わず110番非常通報装置等）は有効ですが、万全ではありません。最悪の想定（刃物を持った侵入者）や抜き打ち等での実践的な不審者侵入対応訓練もご検討下さい。また、園には屈強そうな保育教諭が多いと感じましたが、不審者に対峙する（通報後警官が到着する迄の5～10分間、子供から遠ざける）には、身近に武器を備えて置く事も必要です。 【2001年6月に大阪府1市的小学校で起きた児童殺傷事件から21年目です】</p> <p>(2) 『学校保健安全法 第27条』に従い、「学校安全計画」を作成したり、「安全管理マニュアル」（令和4年4月1日改訂）にて事故発生時の対応や安全確保の責任者、手順等を明確にし、職員に周知して、安心・安全な幼児教育・保育サービスを目指しています。手順に沿って「事故報告書」や「ヒヤリハット報告書」を記載し、会議で内容を共有し改善に向けて検討し、再発防止に努めています。また、巡回し「点検チェックリスト」（1F園庭、屋上園庭、各教室）の記載状況を確認しました。</p> <p>(3) 毎年実施している「心肺蘇生の訓練」は、今年2022年度は7月に摂津消防署にご指導頂く予定です。すべての職員が緊急時に応する力を身につけるようされています。</p>	a
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	<p>『健康管理マニュアル』、『感染症対応マニュアル』（令和4年4月1日改訂）、「保健年間計画」を作成しています。また、園内研修で対応や処理の仕方など見直し予防に努めています。 新型コロナ感染症に対しては、園児は「健康観察カード」の提出、スタッフは体温、咳など体調を記録するようにしています。その他に、玩具の消毒をはじめ、手洗い、扉の消毒など夕方と午睡時に毎日行っています。感染症が発生した場合は、玄関の掲示板と「コドモン」で知らせています。（コロナウイルス感染症の場合は詳しく別に知らせています）</p> <p>(コメント) 訪問調査時7/1（金）、評価調査者のコロナワクチンのブースター接種（3回目）、訪問時の検温・手洗い、ヒアリング時のマスク及びマウスシールドの着用、食事は子ども達とは別室で黙食し、面談室内でのソーシャル・ディスタンスの確保、換気、随時の休憩等 やれる事は全て実施しました。 内閣官房では、今後の感染症危機に備え、「内閣感染症危機管理庁（仮称）」を新設し、厚生労働省では、感染症対応に関する課室を統合した「感染症対策部」を設け、米疾病対策センター（CDC）を参考に、「日本版CDC」の創設を目指すようです。コロナの次の感染症危機（Monkeypox「サル痘」等）が早くもやって来るかもしれません。十分な警戒、情報の収集を致しましょう。</p> <p>☆2022年6月に実施の保護者アンケート結果より 【回答数 121件】 項目31番 衛生管理や感染症対策は適切に行われていると思いますか？ → 回答 はい 90 (74.4%) どちらともいえない 17 (14.0%) いいえ 5 (4.1%) わからない 9 (7.4%)</p>	

39 III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

(コメント)

必ず不意打ちで発生する大規模地震、年々激化する線状降水帯、激しい雨（1時間30mm以上）等の集中豪雨への備えは、『摂津市防災ブック（水害ハザードマップ）2022年（令和4年）3月』、「洪水浸水想定区域図」、「浸水継続時間（安威川以南のほぼ全域で、3日以上浸水した状態）」を参考に『防災応マニュアル』（令和4年4月1日改訂）や「非常災害時のスタッフの参集・招集基準」、「備蓄リスト」を整備し、園の立地（浸水しやすい）等も職員と子ども・保護者に周知しています。園舎は、平成22年4月増改築の鉄筋コンクリート造3階建（敷地面積 755.26m² 延床面積 959.48m²）の為、震度5強の揺れに耐える新設計で建築されています。また、「令和4年度 防災訓練・不審者対応訓練計画」を作成し、毎月の防災訓練と年1回保護者にも参加してもらっての引き渡し訓練を実施しています。保護者への引き渡しについては、「引き渡しリスト」を作成し、安否確認等にも活用できるように体制を整えています。備蓄品については管理者を栄養士とし、消費期限や劣化、破損等が無いか、年2回確認しています。また、大災害が発生した事を想定して、年1回、避難場所となっている小学校への避難訓練・保護者への引き渡し訓練を実施しています。

気象庁や国土交通省は、激甚化の一途をたどる豪雨に対し、今年2022年に全国のハザードマップの被害想定を“百年に一度の雨”から“千年に一度の雨”に切り替え防災計画の大転換を図っています。今年2022年は全国的に6月より猛暑で早い梅雨明けとなり、各地で最短の梅雨期間を記録しました。また梅雨明け十日も猛暑となりました。こう言う年は、猛暑で、かつ台風や集中豪雨が多くなる傾向があります。警戒致しましょう。これからも、正しく恐れ、備え（事前の準備・訓練）をお願いします。

【1995年1月の阪神・淡路大震災から27年、2011年3月の東日本大震災から11年目です】

評価結果

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40 III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

(コメント)

『愛育園マニュアル』に基づき、園独自の『保育マニュアル』（令和4年4月1日改訂）等を作成し、標準化を進め、全職員に周知しています。マニュアルには、保育の基本姿勢をはじめ、具体的な保育を展開していくための標準的な実施方法、子どもの人権、プライバシーの保護等について明示されていました。職員は隨時読み合わせを行い、リーダーが実施方法について日々の保育指導を通して確認を行っています。保育内容の実践は画一的なものにならないよう子ども一人ひとりの育ちを大切にして保育を展開しています。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

(コメント)

「文書管理台帳 目次」にて『保育マニュアル』、『苦情要望対応マニュアル』、『安全管理マニュアル』、『個人情報保護マニュアル』、『不審者対応マニュアル』（令和4年4月1日改訂）等のマニュアルの定期的な見直し、改訂状況を確認しました。子どもの姿、職員や保護者からの意見や提案を反映して振り返り、見直しを行い、次年度の作成に生かしています。全体定例会議は月1回、クラス会議、学年会議、リーダー会議、行事等各種会議は隨時行い、子どもや保護者の状況や園全体の幼児教育・保育について話し合いを重ねています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	一人ひとりの子どもについて、発達段階や家庭環境等、個別の状況を正しく評価、課題分析し、適切な福祉サービスを実施するために、年2回保護者と個別面談を行い、「アセスメント票」を作成していました。「全体的な計画」を基に、「年間指導計画」、「月案」・「週案」は各々クラス担任間で合意のもと作成し、園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭が確認をしています。また、栄養士、調理師、他関係機関の職員、音楽、絵画等の講師と、幼児教育・保育のための協議を行い、目標設定や内容を検討し、計画に反映しています。	
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	「指導計画」や「月案」の評価反省は月1回実施し、振り返り・改善を行い次月に繋げるようっています。指導計画等を緊急に変更する場合は、主幹保育教諭を通じて、タイムリーに周知しています。職員会議、乳児・幼児会議、給食会議は毎月定例で行われており、子どもの状況や保護者ニーズ等に対する保育や保護者支援などについての話し合って評価し、次の「指導計画」の作成に活かしていました。	
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	「発達記録」、「児童原簿」、「保育表」等を統一した様式によって把握しています。0歳児～2歳児は「個人月案」、3歳児～5歳児は、「個別記録」として配慮や個別の関わりが必要な園児のみ記録を残しています。毎月の職員会議、月の反省で、情報を共有し、急を要する場合は、朝礼や「庶務日誌」で情報共有するようにしています。システム（コドモン）を利用して情報を管理したり、パソコンに残すことで、行事日案、保護者へのお便り等保存し共有するようにしています。記録の保管期間は、法人本部が「保存文書分類表」（分かりやすく、大変良い出来映え）にて明確にしています。	
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	改正個人情報保護法（公布：令和2年6月12日、施行：令和4年4月1日）〔1,000人を超える個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化〕を遵守した『個人情報保護マニュアル』（令和4年4月1日改訂）を整備しています。職員には記録の管理や写真の取り扱い方法園外への情報の持ち出し禁止等の園内研修を実施していました。 保護者には「ガイドブック」に個人情報の保護を徹底していることを明記し、年度当初に「個人情報同意書」を提出していただき、理解を得ています。 評価基準では、欠落していますが、あらかじめ保有する個人情報の数（人数）、情報の種類（氏名・生年月日、住所等）、保存媒体（紙・記録名 or DATA・ファイル名）等の把握は必須です。 万一、1,000人を超える漏えい等が発生した場合、6月に発生したA市の事件のようにマスコミで連日報道されたり、園長や法人本部による記者会見、自主的な園長による賞与返上等、想像を絶する事態も考えられますので、ご用心！！ご用心！！	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A① A-1-(1)-① こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		a
(コメント)	<p>『全体的な計画』は、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』、「法人理念」、「教育・保育理念」「教育・保育方針」「教育・保育目標」に基づいて、適切に編成されていました。「法人理念」では「個人の尊厳を旨として、その人にふさわしい最善のサービスの提供の努める」と明記され、また園の「教育・保育理念」では、子どもが「新しい時代に生きる力の基礎を培う」、「地域子育て支援を積極的に行い、子どもの成長を喜ぶ社会の実現に寄与する」とあり、子ども一人ひとりの育ちを尊重して援助し、子育てを支援することを園の使命として掲げています。『全体的な計画』は、リーダー（園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭 クラス主任）が参画して作成しています。「年間指導計画」、「月案」、「週案」等は定期的に評価を行い、『全体的な計画』の次年度の作成に活かしていました。</p> <p>【カリキュラム・マネジメントへの取組】 教育・保育方針の1、2にある姿を目標に、和太鼓や音楽指導、スイミングなど様々な活動に取り組んでいます。それらを通して諦めない心や粘り強さ、協同性などを身に付けるようにしています。一人一人の発達や個性を見極め、目標設定をして保育を実践しています。 0~2歳児は、園生活に慣れ生活習慣の自立に向け、保育者と信頼関係を深め愛着形成を築くようにしています。 月の反省、クラス会議で目標に対しての反省や見直しなど行っています。保育者の関わり方や用意した環境は適切であったかなど検討しています。年度末には達成度や年齢に合ったねらいなどを評価し次年度に繋ぐようにしています。保育者の質の向上、実践に対しての学びのために、漢字、和太鼓、音楽などの実践的な研修や愛着、人権といった研修など、経験や役割を考慮し外部、内部研修に参加し、園全体の保育の向上に取り組んでいます。 <教育・保育方針 1.健康な心身、思いやりの心、頑張る力を育みます 2.させられる子どもからする子どもに育てます></p> <p>* ひと仕事終えた後の振り返りが大事です（実践や経験を思い出ではなくノウハウに致しましょう）</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a
(コメント)	<p>教室・保育室は、採光や換気に配慮し、空気清浄機、温度、湿度計を設置して、清潔で適切な状態を保持するように実践していました。常に清潔で安全な環境整備をするために、掃除の分担や手順を取り決めていました。一人ひとりの子どもが特定の大人と愛着関係を形成し安心して心地よく過ごす人的物的環境を構成するため、乳児は担当制保育を取り入れていました。</p>	

A③	A-1 - (2) -② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの発達過程、家庭環境等をきめ細かく把握し、個性や特徴を温かく受け止め、育ちに合わせた関わりができるように配慮して保育を進めています。園内外の人権研修を受講し子どもへの接し方、言葉掛け等が適切に行われるよう学んだり、人権擁護に関する「セルフチェック表」を活用して定期的に自身と他者チェックを行うなど研鑽を重ねていました。今後は互いに具体的な事例に基づき日々の幼児教育・保育を振り返り議論しあう会議や研修の手法を取り入れるなど、更なるスキルアップを期待します。	
A④	A-1 - (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもが健やかに基本的生活習慣を身につけていくように、自分でやろうとする気持ちを大切にし、発達に合わせた丁寧な援助と環境の工夫をしていました。法人の『保育基本マニュアル』の『平常保育』において、基本的生活習慣確立のための具体的な援助手順等が詳細に記載されていました。また家庭と連携しながら個別の成育歴や家庭環境を把握して「指導計画」を立て、個々の状況に応じて自立に向けてきめ細かな援助できるようにしていました。	
A⑤	A-1 - (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	設定保育や主体的遊び等を通して、考えたり工夫したり友だちと協力したりする力や運動発達、様々な表現力が健やかに育まれるように、きめ細かな遊びの「年間計画」を立て、保育を実践していました。サッカー遊びや、体育遊びや、マラソン、スイミング等の様々な運動発達を保証し、存分に体を動かす遊びを楽しめるように、園庭や遊戯室は年齢ごとに使用時間帯を決めて遊びようにしていました。また異年齢での関わりや地域の人たちに接する機会を取り入れ豊かな人間関係を築いていくように配慮しています。園庭では各年齢ごと「年間計画」に基づいて野菜を栽培し、収穫してクッキング保育をしたり、散歩や園外保育を通じて身近な自然に触れ、交通ルールを学ぶなどの機会を工夫して取り入れていました。また年齢発達に応じた絵本を使って漢字遊びに取り組んでいました。	
A⑥	A-1 - (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	基本的信頼感の形成と情緒の安定のため、担当制を実施し、保育者との親密な愛着関係が築かれるように1対1での関わりを大切にしていました。家庭とはアプリ「コドモン」（電子機器による連絡ノートや園からの様なおたよりや動画などの配信）等を利用して子どもの24時間の生活を把握し、連携を密にして、個々の発達に配慮して保育を進めています。室内では、子どもの発達や興味関心を考慮しながら選定した玩具で、好きな遊びを存分に楽しめるように環境整備をしていました。担当保育者は、乳児保育について、園内外の研修を受講して更なる学びを深めっていました。	
A⑦	A-1 - (2) -⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	緩やかな担当制を取り入れ、家庭との連携を密にして、個別の「指導計画」を作成し、個々の発達目標に合わせたきめ細かな保育を実践していました。保育教諭は、子どもの思いや意欲を尊重し受け止め、自己肯定感が育まれるように、一人ひとりの育ちに合わせて援助しています。また担当保育教諭以外の職員と関わる等、様々な人に温かく見守られていることを実感できるように配慮していました。子どもが好きな遊びを選び、じっくりと楽しめるように室内環境を工夫したり、存分に体を動かして遊べる活動を取り入れるなど、様々な遊びを提供していました。	

A⑧	A-1 - (2) -⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	養護と教育が一体的に展開され、日々の生活の中で様々な学びが得られるように、『全体的な計画』「年間指導計画」に基づき「月案」を作成していました。それぞれの年齢発達に応じた目標を設定して、集団のなかでの活動を計画し、保育教諭が適切に関わるよう配慮して遊びを展開していました。5歳児ではリーダー活動が展開され、当番活動や友だちと協力し合ってやり遂げる取り組みに挑戦しています。意欲や粘り強さ、諦めない心を育て「やればできる」という自信に繋げられるように援助している幼児教育・保育を、運動会や発表会等様々な機会に披露したり、懇談会やアプリ「コドモン」や、ホームページなどで保護者や小学校、地域関係機関に発信し、取り組みの理解を得るようにしていました。また、スイミング、体育遊びや音楽表現、絵画造形、漢字・百玉そろばん数遊び等の遊びを発達に沿って積み上げて育っていくように、それぞれの「遊びの年間計画」を各年齢ごとに作成していました。	
A⑨	A-1 - (2) -⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	個別の「指導計画」を作成し、保護者と緊密な連携を取りながら、集団の中で、安心安全に配慮して、子ども同士が共に育ち合えるように援助し保育を進めています。市の年2回の巡回指導で相談や助言を受けて保育に活かしています。また、個別のケースにおいて、同法人の児童発達支援施設ココリスと連携し、相談受付や、併行通園による療育を行っています。職員は『愛育園保育マニュアル』を活用したり研修を受講して、統合保育に関する必要な知識や情報を得ています。「ガイドブック」や「事業計画」に障がい児に配慮した保育を行っていることを明記し、保護者や地域に発信していました。	
A⑩	A-1 - (2) -⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	「アセスメント票」やアプリ「コドモン」を通して、一人ひとりの子どもの生活リズムを把握し、個々に合わせた援助、配慮を丁寧に行っていました。長時間の保育では家庭的な雰囲気でスキンシップを多くとり、ゆったりとくつろげるようになどやじゅうたんのコーナーを作る等、人的物的環境の整備をしています。スタッフ間の引き継ぎは、「延長保育ファイル」を利用して、保育教諭間で子どもの状況や伝達事項、保護者からの連絡事項等を把握し、見落としなく確実に保護者に伝えられるように連携していました。	
A⑪	A-1 - (2) -⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	『全体的な計画』、「年間指導計画」「月案」等に小学校との連携について記載し、就学に向けてなめらかな接続ができるように、幼児教育・保育内容を工夫して計画的に実践していました。文字や数字に触れる取り組みや、小学校の運動会への参加、行事見学の機会等を設けていました。保護者には懇談会で就学に向けての不安や悩み等を共有できるように話し合ったり、就学までに育てたい10の姿を伝えたりしています。職員と小学校教員との連携はきめ細かく行われており、相互に見学や参観、意見交換を行ったり、合同研修に参加する機会がありました。	

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	<p>『愛育園マニュアル』、『健康管理対策マニュアル』（令和4年4月1日改訂）に基づき「年間保健計画」を立てて実践しています。既往症や予防接種の状況は「健康の記録」に記載しています。また、毎日、全児「健康観察カード」を提出してもらい、一人ひとりの心身の健康状態をきめ細かく把握しています。SIDSに関する必要な知識については園内研修を行い（6月9日木曜日実施）、全職員に周知し、実践していることを「睡眠チェック表」等で確認しました。保護者にはSIDSに関する情報を「ガイドブック」やポスターで提供しています。「すくすくだより」では食育のほか、保健に関する情報を随時提供していました。</p> <p>【 健康・保健面での取り組み 】 規則正しい生活を送ることを保護者に呼びかけています。2~5歳児には年に2回「早寝・早起き・朝ごはんチェック週間」を実施し、親子で取り組めるようにしています。 衣服は、大人より1枚少なくを基本に過ごしてもらい、下着は半袖、幼児は年間をとおし半ズボンなど保護者にお願いしています。生活リズム、薄着については、懇談会やお便り、ポスターなどで保護者には知らせ、幼児クラスは子どもたちと一緒に考える時間を設けています。 「年間保健計画」に沿って、行事や環境設定などを行うようにしています。 職員の学びとして、感染症やアレルギーなどについて園内研修を実施しています。</p> <p>★ 2022年6月に実施の保護者アンケート結果より 【回答数 121件】</p> <p>アンケート21番 お子さんの体調、常に気配りされていると思いますか？ →回答 はい 110 (90.9%) どちらともいえない7 (5.8%) いいえ3 (2.5%) わからない1 (0.8%)</p> <p>アンケート31番 衛生管理や感染症対策は適切に行われていると思いますか？ →回答 はい 90 (74.4%) どちらともいえない17 (14.0%) いいえ5 (4.1%) わからない9 (7.4%)</p> <p>アンケート44番 急な発熱や病気、事故に、責任を持って適切に対応？ →回答 はい 102 (84.3%) どちらともいえない8 (6.6%) いいえ1 (0.8%) わからない10 (8.3%)</p>	
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健診後、園長・主幹保育教諭は、嘱託医とカンファレンスを行い、内容を職員に周知し、日々の保育内容や「保健計画」に反映しています。結果は「個人保健表」と「健康の記録」に記載しています。保護者へは「コドモン」を活用して健診結果を報告し、有効活用されるように家庭と緊密に連携して健康管理や受診指導を行っています。	
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（2019年改訂）に沿って、『愛育園マニュアル』、『食物アレルギー対応マニュアル』（令和3年4月1日改訂）を作成しています。保護者には主治医からの「指示書」を年2回提出していただき、個々の子どもの状況に合わせてアレルギー除去食の提供や皮膚疾患薬の塗布を行っています。アレルギー除去食の提供に当たっては、誤食がないように個別のトレイにて提供するなど徹底してチェックを行っています。職員はアレルギー児について会議を通して情報を共有、また園内研修で学んでいます。週に1回「にこにこ給食」の日を設け、アレルギー児も含めて全員が同じものを食べられる献立を取り入れていました。アレルギー児が在籍するクラスでは、子どもたちにもアレルギーについてなぜ配慮が必要かをわかりやすく伝え理解できるようにしていました。	

A-1-(4) 食事

A⑯	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
----	----------------------------------	---

「年間食育計画」を基に保育スタッフ、栄養士が連携を取り食に興味関心が持てるように進めています。

個人差や体調、年齢に配慮しながら食事の時間が楽しいと思えるように、量や食べ終える時間など考えて食事を提供するようにしています。

栄養士が発行する「すくすくだより」では食に関する情報や人気メニューの紹介などしています。また、「早寝・早起き・朝ごはん」という週間を設け、規則正しい生活を送るよう呼びかけるなど家庭と園が連携して取り組んでいます。

【 食育の取り組み 】

(コメント)

栄養士と保育教諭が連携を図り「食育計画」を作成し、野菜の栽培や食育のお集まりをしています。野菜の下処理の手伝い、栽培物を収穫してのクッキングなど、年齢に合わせた活動を取り入れ、食に関心を持ち健康や身体の仕組みなどにも興味を持って学べるようにしています。

また、給食の献立に、伝統食や行事食を取り入れ日本文化についても知らせるようにしています。

栄養士が各クラスの食事の様子を見回り、喫食状況を把握することで、子どもたちの嗜好を知るようになります。0歳児クラスは、離乳食の進み具合を担任と確認し合う等、保育者と常に連携を図りながら食育活動に取り組むようにしています。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
----	---	---

『改正食品衛生法』（2020年6月1日施行）による「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」への対応は、『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日）と同等の『衛生管理マニュアル』、『食中毒予防及び対応マニュアル』（令和4年4月1日改訂）の遵守徹底をされており、食材の下処理や調理の際には十分に注意を払い衛生管理に努めています。真新しい2台の中心温度計の校正状況も確認しました。月1回給食会議を開催し、担当者を中心に子どもたちの食事について、量や好き嫌いなどの意見を聞いています。栄養士は各保育室を見回って配膳、下膳の際に子どもたちの様子を見たり、子どもとの関わりの時間を大切にしています。また、フロン排出抑制法（2020年4月1日改正 業務用の冷凍冷蔵機器・エアコンの簡易点検、及び点検記録作成・保存）の環境保護活動も確認出来ました。厨房での冷凍冷蔵機器・エアコンでフロン対応を確認できたのは、初めてです。

(コメント)

[7/1(金) 訪問時の昼食献立：冷やし中華風、アスパラガスとキャベツの胡麻和え、オレンジ・・・おいしかったです] *食材、調味料、光熱費が高騰の傾向にありますが、食のチームで創意工夫し、何とか給食費を値上げする事なく踏ん張って下さっています。ただ、ロシアによる理不尽なウクライナ侵略は長期化する様相で、食糧・エネルギー危機が危惧されており、年末にかけ特に光熱費は高騰しそうです。気の利いた市は小・中学校等にいち早く補助を打ち出しています。認定こども園は、子どもが最初に出会う学校です。お忘れなく！！ 給食は子どもにとっての最後のセーフティネットです。今こそ公助が必要なのかもしれません。

*2022年6月実施の「保護者アンケート」では、全てのクラスから大変高く評価されました。代表的なコメントを記載します。

- ① 献立に色々な種類が有る。
- ② 給食では栄養バランスが考えられているメニューで、量もしっかり食べさせて頂いているようなのでとても有り難いです！！
- ③ 参観の時に、子供たちがどんな給食を食べているのか試食させてくれる。
- ④ 給食、おやつなどちゃんとしている。前の園ではこんな感じではなかった。
- ⑤ 植物や苗を育て子供達が自然と食育に興味が持てるようになる。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A⑯	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
----	---	---

(コメント) 保護者とは、日々きめ細かに情報交換を行い、信頼関係を築くためのコミュニケーションを大切にしていました。乳児クラスでは、「コドモン」を活用して、一人ひとりの家庭や園での生活や遊びの様子を詳細に伝えあっていました。保護者会や懇談会、保育参観等では、子どもの成長の様子を見ていただくとともに、『教育・保育方針』等の理解を得る機会としていました。「園だより」「クラスだより」や遊びの様子のドキュメンテーションでは、幼児教育・保育内容、子どもの活動の様子を詳細に伝えています。保護者との情報交換内容については、「懇談の記録」、「意見要望報告書」等において記録が残っていることを確認しました。

A-2-(2) 保護者等の支援

A⑰	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

(コメント) クラス懇談会・保育参観・個人懇談会を通して、園での具体的な保育内容や個人の様子を伝えています。保護者からの個別の相談については「クラスノート」や「懇談の記録」に残し、相談内容によっては関係機関と連携を図るなどの対応をしていました。日々の子どもの姿は、送迎時に口頭で伝えたり、「連絡ノート」やアプリ「コドモン」を活用し、写真や動画の配信も行っています。

A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
----	--	---

(コメント) 『虐待マニュアル』(2021.4.1改訂)を整備し、職員には虐待などの権利侵害を見逃さないように周知徹底するとともに園内研修(6月14日火曜日)を実施していました。保護者へはポスターの掲示で啓発に努めています。気になる家庭については、子どもと保護者の変化を見逃さないように多くの職員で見守り、「児童現状報告票」に記録を残すなど、マニュアルのフローチャートに沿って対応をされています。虐待の兆候を感じた場合は、『虐待マニュアル』に沿って、速やかに関係機関に通報する仕組みが構築されており、園には通報義務がある事が明記されています。

保護者が苦しんでいる時は、きっと感受性の豊かな子どもも苦しみ、孤独の中で闘っています。万一、そんな状況があった場合に、いち早く気付く事が出来るのは、すぐ近くにいるプロフェッショナル保育教諭です。一番大変な時に大変な子どもを、心から包み励まして抱きしめてあげて下さい。

評価結果

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A⑩ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 a

(コメント)

毎月の反省会議や年度末の反省会等、一人ひとりの職員が自身の保育や運営等を振り返る機会を設け、次月、次年度への改善につながるようなシステムがありました。「チャレンジシート」により一人ひとりの職員が自己目標を立て、自らの幼児教育・保育実践を『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の5領域に基づいて振り返りを行い、自己研鑽に努めています。年度末には園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭による面談が行われていました。今後は、互いの自己評価をもとにし、何気ない日常の保育場面を切りとて意見交換したり、アドバイスしあうような園内研修等の機会が更に充実して、園全体の幼児教育・保育の底上げにつながることが望れます。

評価結果

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A⑪ A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取組んでいる。 a

(コメント)

子どもの人権に関する園内研修を実施するほか、毎月の定例職員会議においても、随時人権に関する議題を取りあげる等、全職員へ周知する機会が多くありました。また人権擁護のため実施しているセルフチェックでは、自身のチェックとともに他者チェックを行い、グループワークを取り入れて考え合うなど、一人ひとりの職員が自らの仕事を振り返る機会を細やかに行っていました。体罰、暴言等の禁止については、『愛育園マニュアル』の「服務心得」、及び『就業規則』、「年間教育・保育計画」に明記されていることを確認しました。

保護者へのアンケート調査の結果

調査の概要

調査対象者	保護者 全園児に配付
調査対象者数	142 人 (回収率 85.2 % = 回収 121 / 配付 142)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2022年6月実施)

保護者へのアンケート調査の結果（概要）

2022年6月に、全園児142人の保護者を対象にアンケート用紙を配付し（兄弟はそれぞれ配付）、121人の保護者から回収出来ました（回収率 85.2%＝回収121人/142人配付）
その結果は大変高い満足度を示しました。一部、要望やお願い事項も頂き、園での速やか、かつ前向きな対応をお願いしました。乞うご期待下さい！！

【 園全体の保護者満足度平均値 5段階評価 ⇒ 4.6 大変高い満足度 】

*世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大した2020-2022年度、共働き世帯が増える中、こども園は社会を支えるインフラになっていて、ほとんどの保護者が「園はなくてはならない存在」と認識されていました。

各クラスの5段階評価、回収率、代表的なコメントを以下に記載します。

0歳児 ひよこ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.9 (回収率 88.9%＝回収8/9配付)

- ① (複数) 環境や設備が整っている。
- ② (複数) 子供の様子を1人1人しっかり見ていて相談しやすい。
- ③ 今日はなにをしたのか、とても沢山教えてくれます。

1歳児 あひる組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.7 (回収率 75%＝回収18/24配付)

- ① (複数) 悩んでいても直ぐに話を聞いてくれて、一緒に悩んでくれる。
- ② (複数) 担任だけでなく全職員で子供を見ていて、名前も覚えてくれている。
- ③ 見学の時に園長先生に対応して頂きましたが、他園には無いほど園の教育方針等しっかり説明して頂き、安心して子供を預けられると思いました。

2歳児 はと組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6 (回収率 96%＝回収24/25配付)

- ① (複数) 礼儀、マナーなどの0歳児クラスから「有難うございました」と言う言葉が自然に出るようにな、躊躇するなと思います。
- ② 先生方の明るく気さくな対応は通いやすい雰囲気が有る。コミュニケーションが取りやすい。
- ③ 季節ごとで様々な行事、イベントが有ったり参観も楽しみの1つです。コロナ禍であってもしっかりと対策をし園内の様子を見る事が出来大変嬉しく思います。

3歳児 かなりや組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.7 (回収率 92.9%＝回収26/28配付)

- ① (複数) 先生方が常に園児たちをよく見て下さり、毎日様子を口頭で教えて下さるのはとても助かります。
- ② (複数) サッカー・英会話・和太鼓・音楽指導・絵画・造形・スイミングなど取り組みが多い。
- ③ 参観の時に、子供たちがどんな給食を食べているのか試食させてくれる。

4歳児 うさぎ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.4 (回収率 86.2%＝回収25/29配付)

- ① (複数) 様々な分野の専門の先生方が、沢山付いてくれるのがとても良いと思います。
- ② 保育時間内に子供が体調を崩しても少し様子を見てから連絡を下さり、すぐに迎えに行けない時も理解をして頂けている。
- ③ 給食、おやつなどちゃんとしている。前の園ではこんな感じではなかったので良いと思います。

5歳児 りす組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.8 (回収率 74.1%＝回収20/27配付)

- ① (多数) スイミングや和太鼓やサッカー等、色々な取り組みを取り入れていて色々な事を経験することが出来る。
- ② (複数) 卒園しても困らないように、小学生に向けた指導が出来る。
- ③ 野菜がしっかり取れる。栄養の考え方された給食。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

① 【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

② 【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③ 【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なものの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

例	
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等